

④法令上の特例措置及び関係通知・マニュアル類等について

平成 23 年 6 月 16 日

東日本大震災により発生した災害廃棄物に対処するため、これまでに施行・公表された法令上の措置及び関係通知・マニュアル類等は以下のとおり。

<法令上の特例措置>

- 一般廃棄物を産業廃棄物処理施設において処理する際の届出期間に関する例外規定の創設（省令：3月31日）

産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理する際に必要となる届出について、本来 30 日前までに届け出ることとされているところ、都道府県知事が 30 日前までに届け出ることが困難な特別の事情があると認める場合（大量に発生した災害廃棄物の処理を迅速に行わなければならない場合等）の例外規定を設けるもの。

- 緊急的に海洋投入処分を認める廃棄物等の指定（告示：4月7日）

廃棄物の海洋投入処分に当たり、海洋汚染防止法に基づく通常の許可手続きでは数ヶ月の期間が必要となるため、緊急的に海洋投入処分を認める廃棄物の排出基準（廃棄物、排出海域、排出方法）を定めるもの。

※岩手県においても、同様の告示を6月17日（金）までに発出する方向で手続き中。

- コンクリートくず等の一般廃棄物を安定型産業廃棄物最終処分場において埋立処分する場合の 절차를簡素化する特例の創設（省令：5月9日）

安定型産業廃棄物最終処分場において一般廃棄物を埋立処分する場合、通常は、一般廃棄物処理施設の設置許可が必要であるとされているところ、今般の震災により発生したコンクリートくず等の災害廃棄物を埋立処分する場合は、届出で足りることとする特例を設けるもの。

- 東日本大震災に伴って生じた災害廃棄物の迅速な処理のための特例の創設（検討中）

東日本大震災により、被災地においては膨大な量の災害廃棄物が発生しており、これらの処理は、平時に市町村が行っている、日常生活に伴って生じたごみ、し尿等の廃棄物の処理とは全く異質のものである。このため、被災地の地方公共団体が、欠格要件に該当しないなど災害廃棄物の処理を行うに足りる適格性を有する者に、東日本大震災により生じた災害廃棄物（日常生活に伴って生じたごみやし尿を除く。）の処理の業務を委託することができ、適格性を有する別の者が再委託を受けて実施できることとする時限的特例の創設を検討中。

<関係通知・マニュアル類等>

- 損壊家屋等の撤去等に関する指針（被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知：3月25日）
倒壊家屋等の撤去等に緊急に対処するため、私有地への立入り、損壊家屋等の撤去等について指針を示したもの。
- 被災した家電リサイクル法対象品目の処理（事務連絡：3月23日）
家電リサイクル法対象品目について、被災した場合の処理方法を整理したもの。
- 被災した自動車の処理（事務連絡：3月28日）
自動車リサイクル法上リサイクルが必要となっている自動車について、被災した場合の処理方法を整理したもの。
- 被災したパソコンの処理（事務連絡：3月30日）
資源有効利用促進法の指定再資源化製品であるパソコンについて、被災した場合の処理方法を整理したもの。
- 東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン（暫定版）（事務連絡：4月21日）
被災した船舶について、処理方法を整理したもの。

※ このほか、以下のマニュアル類を整備。

- ・ 廃石綿が混入した災害廃棄物について
- ・ 津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について（一般周知用、実務担当者用（5月31日改定））
- ・ 津波被災地域における災害廃棄物中の感染性廃棄物の取扱いについて
- ・ 災害廃棄物の処理に係る留意事項について
- ・ 東日本大震災による番号不明被災自動車の引き渡し時における取扱いについて
- ・ 被災した業務用冷凍空調機器のフロン類対策について
- ・ 東日本大震災に伴って生じた被災自動車の処理にあたっての留意事項について

産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理する際に必要となる
事前の届出について、届出期間の特例を設けるための
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正（概要）

改正の概要

都道府県知事が、30日前までに届け出ることが困難な特別の事情があると認める場合には、30日前までに届け出なくてもよいこととする。

※ただし、この場合であっても、事前の届出は必要。

現行制度の概要

現行制度において、産業廃棄物処理施設の設置者が当該処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるもの（木くず、動物の死体等）を処理する場合には、30日前までに都道府県知事に届け出なければならないこととされている。

改正の趣旨

災害により生じた大量の災害廃棄物を被災地域の周辺地域において迅速に処理することが必要な場合にまで30日前までの届出を要することとすると、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理に支障を来すことから、都道府県知事が認める一定の場合について、届出期間の特例を設ける。

東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に
係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16
に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令

制度の概要

- 災害廃棄物(一般廃棄物)を安定型産業廃棄物最終処分場において埋立処分する場合、通常は、一般廃棄物処理施設の設置についての都道府県知事の許可が必要。
- 今般の震災により大量に発生したコンクリートくず等の災害廃棄物を、より迅速かつ円滑に処理すべく、上記の手続を簡素化し、届出で足りることとする。

埋立て対象一般廃棄物

以下のいずれにも該当する一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。)

1. 東日本大震災により生じた一般廃棄物であって、特定被災地方公共団体である市町村の区域内において生じたもの
2. 次のいずれかに該当する一般廃棄物
 - ・廃プラスチック類
 - ・ゴムくず
 - ・金属くず
 - ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く。)
 - ・コンクリートの破片その他これに類する不要物
3. 有害物質等が混入し、又は付着しないように分別された一般廃棄物であって、当該分別後の保管、運搬又は処分の際にこれらの物質が混入し、又は付着したことがないもの

公布・施行日

平成23年 5月 9日

措置の有効期間

平成26年 3月31日